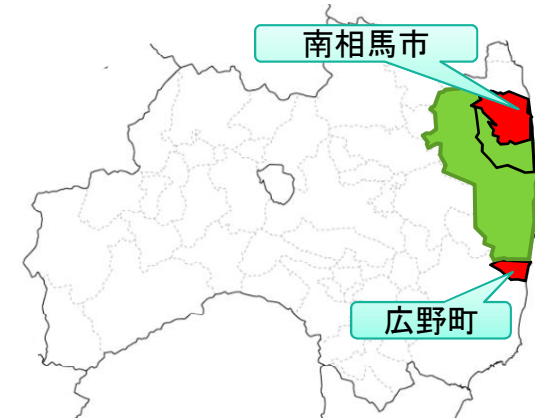


福島県(避難区域を除く)における災害廃棄物等の処理進捗状況

- 平成26年度末までに一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
- 引き続き、国の代行を活用しつつ、着実に処理を実施。
- 今後は処理の節目毎に進捗状況を報告予定。

(1) 災害廃棄物について(平成27年3月末現在)

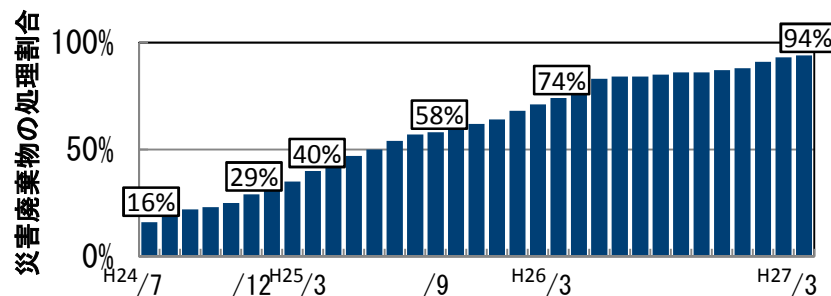
- 273万トンの推計量のうち、約97%(263万トン)の処理を完了。
- 39市町村のうち、37市町村で処理を完了。すべての内陸市町村において処理を完了。
- 広野町と南相馬市においても、損壊家屋解体分(41件)を除く災害廃棄物の処理は概ね完了。損壊家屋の処理については平成27年末までには完了見込み。
- 引き続き、国の代行処理を活用しつつ、残り約10万トンの処理を実施(広野町では27年6月より処理を開始予定)。



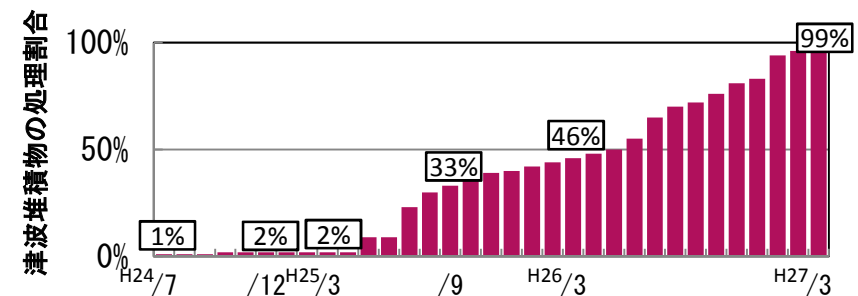
(2) 津波堆積物について(平成27年3月末現在)

- 推計量134万トンの処理を概ね完了。

	災害廃棄物等推計量(万トン)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万トン)	処理		推計量(万トン)	処理		
			量(万トン)	割合(%)		量(万トン)	割合(%)	
沿岸5市町	304	167	157	94	134	134	99	6
福島県全体	410	273	263	97	(沿岸5市町のみ)			6



(a) 災害廃棄物



(b) 津波堆積物

沿岸5市町村における処理実績

国による災害廃棄物代行処理の現状（平成27年4月24日現在）

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（平成23年8月施行）に基づき、市町村の長からの要請があり、その必要性が認められるときは、国が市町村に代わって災害廃棄物の処理を実施。

相馬市・新地町

- 平成24年3月に代行処理要請を受領。
- 相馬市に仮設処理施設3基（約570t/日）を設置し、新地町の災害廃棄物も併せて処理。
- 平成25年2月から相馬市、11月から新地町の災害廃棄物等の焼却処理を実施し、新地町分は平成26年3月に、相馬市分は平成26年11月に処理完了。



相馬市仮設処理施設（平成25年2月）

広野町

- 平成25年1月に代行処理要請を受領。
- 岩沢地内の町有地に設置した仮設処理施設にて平成27年6月から処理開始予定（約80t/日）。



広野町仮設処理施設（平成27年1月）

南相馬市

- 平成26年3月に代行処理要請を受領。
- 平成27年1月に、仮設処理施設の代行処理業務について契約。平成28年5月から処理開始予定（約200t/日）。

沿岸市町毎の災害廃棄物等の処理状況

市町名	災害廃棄物等推計量 (千t)	災害廃棄物										津波堆積物							
		推計量 (千t)	仮置場への搬入			処理							推計量 (千t)	仮置場への搬入		処理			
			量 (千t)	割合 (%)	仮置場設置数	処理量 ^{注1)} (千t)	再生処理量 ^{注2)} (千トン)	焼却(燃料利用) (千トン)	焼却処理量 (千トン)	埋立処理量 (千トン)	割合 (%)	量 (千t)		割合 (%)	処理量 ^{注1)} (千t)	再生処理量 ^{注2)} (千トン)	埋立処理量 (千トン)	割合 (%)	
新地町	150	126	126	100	0	126	106	1	18	1	100	24	24	100	24	24	0	100	
相馬市	780	297	297	100	0	297	227	0	68	2	100	483	483	100	483	483	0	100	
南相馬市 (避難区域を除く) ^{注3)}	1,113	507	494	97.5	5	430	393	0	1	37	84.9	575	575	100	575	575	0	100	
広野町 ^{注3)}	60	55	54	96.8	1	34	32	0	1	1	61.0	5	5	100	5	5	0	98.0	
いわき市	934	683	683	100	0	683	518	0	20	145	100	252	252	100	252	174	78	100	
5市町計	3,037	1,668	1,654	99.1	6	1570	1276	1	108	186	94.1	1,338	1,338	100	1,338	1,261	78	99.9	

注1) 処理量: 破碎・選別等により有価売却、焼却、埋立処分等により処理(再生利用するために処理されて資材として保管しているものを含む)された量。

注2) 再生処理量: チップ化した木くず、リサイクルした金属くずやコンクリートくず等の量を再生資材化の段階で計上。

注3) 広野町と南相馬市については、選別後の可燃物について、国が代行処理することとなり、現在仮設処理施設の設置に向けて準備中であり、処理施設での処理が開始するまで未処理。

平成27年3月末現在

	災害廃棄物			津波堆積物		
	家屋解体	仮置場搬入	処理	仮置場搬入	処理	再生利用先の調整等
新地町	完了	完了	・完了	完了	完了	・防災緑地で使用済。
相馬市	完了	完了	・完了	完了	完了	・県の防災林造成事業、事業用地造成事業での使用に向けて調整中。
南相馬市 (避難区域を除く)	残り31件	継続中	・不燃物: 破碎・選別処理中(市で選別機の増加に向けて調整中) ・選別された可燃物: 国で設置する仮設焼却炉で処理予定(平成28年処理開始に向けて準備中)	完了	完了	・市の海岸防災林造成事業で使用 中 ※ 使用した再生土砂の放射能濃度は平均474 Bq/kg、最大650 Bq/kg。1m程度の覆土を実施。
広野町	残り10件	継続中	・不燃物: 破碎・選別処理中 ・可燃物: 国の代行による仮設減容化処理施設で処理予定(平成27年6月より処理開始予定)	完了	選別処理中	・県の防災緑地での使用に向けて調整中。 ・一部を除染廃棄物置場整地に使用。
いわき市	完了	完了	・完了	完了	完了	・県の防災緑地整備事業で使用。